

## 令和4年度 事業計画

### (事業概要)

令和4年度厚生労働省の予算概算要求において、ポストコロナに向けた「成長と雇用の好循環」の実現としてシルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保を行うとされています。その概要は、地域の高齢者の就業促進を図るため、地域の様々な機関が連携して高齢者の就業を促進する「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施するとされています。

また、シルバー人材センターにおいて、定年退職後等の高齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を通じて地域社会の活性化を図ること。さらに、介護分野における周辺業務の切り出し等により、高齢者を介護分野の担い手として積極的に活用できる仕組みを設けるとされています。

このような国の状況の中で、古賀市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、「自主・自立・共働・共助」の基本理念に基づき、市を始め関係機関との連携をとりながら、今年度も高齢者が元気で意欲と能力のある限り、年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」を実現するため、積極的に事業を推進して参ります。

さらに、事業の積極的な推進をはじめとして、「第2次中長期基本計画」に沿った運営を着実に実施していくことにより、今後とも、センターが高齢者並びに地域社会の期待に応え、不可欠な存在となるよう会員の協力を求め、役員、事務局が一体となって次の事項を重点に事業運営に取り組んで参ります。

### (基本方針)

センターが行う事業は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした事業展開を図るため、次の事業を実施します。また、定款及び規程等に沿った適正な法人運営に努めます。

### (事業目標)

令和4年度事業目標

	(令和4年度目標)	(令和3年度目標)
契約金額（千円）	145,221	146,280
就業延人員（人日）	18,800	22,940
就業率（%）	85	90
会員数（人）	350	350

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保、提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

#### 1. 就業開拓提供等事業

##### (1) 受託事業

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を家庭、民間事業所

及び、公共団体等から有償で引き受け、これを高齢者に対してその能力、希望等に応じて請負又は委任という形式により提供します。また、介護予防・日常生活支援総合事業（古賀市委託訪問型基準緩和サービス事業）の担い手として事業展開に努めます。

## (2) 独自事業

高齢者の就業機会を確保するため、独自の創意と工夫により、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務を創出する事業を実施し、高齢者の生きがいの充実と活性化を図ります。

全国的な課題であります担い手不足から耕作放棄地の解消の一端として農業への新たな事業展開に努めます。

## 二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

### 1. 職業紹介事業

福岡県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」といいます。）の職業紹介の事務所として、センター事務所内に古賀市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供及び相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施します。

### 2. 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に古賀市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の就業範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施します。

## 三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展、拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言調査研究等（公益目的事業）

### 1. 普及啓発事業

- (1) シルバー事業への信頼と理解が得られるよう、一般市民、事業所に対し、本事業の意義と基本的な理念及び仕組み等を周知するとともに、高齢者自身の本事業に対する意識啓発を行います。
- (2) ボランティア活動を希望する高齢者を対象に行う社会参加活動を一般市民と連携して実施します。

### 2. 安全・適正就業推進事業

- (1) 安全は、高齢者が就業等の活動を通じて社会参加をする上で最も重要な課題であり、「安全は全てに優先する」の理念の下、高齢者が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行います。また、安全パトロールを継続的に実施するとともに、今年度も安全大会を開催します。
- (2) シルバー事業における就業内容は、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」が事業運営の基本であり、高齢者にふさわしい仕事の提供ということを念頭に、より慎重に関係法令の遵守と実効ある適正就業対策の推進に努めます。

### 3. 相談事業

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、随時、就業相談等に対応します。また、入会を希望する高齢者を対象とした説明会を開催します。

### 4. 研修・講習事業

- (1) 高齢者に適した臨時的かつ短期的な就業機会又はその他の軽易な業務に係る就業に適した仕事が存在していても、それを行うために必要な能力が高齢者の有する知識、技能、経験によりカバーされないものであった場合、実際には就業には結びつきません。このため、センター独自の研修会や講習会を開催し、就業上必要な技能、知識を付与することにより、実際の就業に結び付けるとともに、より広い分野での就業機会の確保と提供を行い、高齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図り、活力ある地域づくりに寄与します。
- (2) 健康維持や介護予防のため、研修等を通じて高齢者の交流の場を提供します。

#### (実施計画)

#### 一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

##### 1. 就業開拓提供等事業

###### (1) 受託事業

センターにおける各種職群の就業内容は、地域社会に密着し、高齢者や共働き家庭等の生活の手助けとなり、市民生活にかかわりの深い仕事です。その働き方は、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的な就業であり、雇用によらない臨時的なもので、概ね月10日以内または週20時間以内の就業です。

就業の提供に当たっては、地域から発注された仕事の情報を可能な限り高齢者に周知し、その上での確に高齢者への就業機会を提供するなど、高齢者の希望、能力等に応じて公平に就業機会の提供を行うとともに、出来るだけ多くの高齢者が就業機会を得られるようローテーション就業等を進め、仕事に分ち合えるよう適切に配慮していきます。

また、令和3年度から実施した、就業開拓創出委員会委員による未就業企業等へ訪問し、新規就業創出を継続して実施します。

###### ① 令和4年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
300人	18,250人日	85.0%	143,550千円

###### ② 主な就業分野

- ・ 公共施設の管理
- ・ 公共施設の剪定、草刈、除草
- ・ 企業等の剪定、草刈、除草、清掃
- ・ 個人宅の剪定、草刈、除草
- ・ 襖・障子・網戸の張替え
- ・ 農家や個人宅の農作業
- ・ 個人宅の福祉・家事援助、空き家・空き地の安心サポート

・高齢者宅等への外出・生活支援

## (2) 独自事業

高齢者の知識・経験・能力を活かし、地域社会へ多種多様なサービスを提供するため、独自の創意と工夫により次の事業を企画し、実施します。

### ① 実施事業

刃物研ぎ、エアコン清掃、シルバー農園、ワンコインサービス、パソコン教室、リサイクル事業、さとうきび事業、壺やきいも事業・菊芋事業、訪問理・美容サービス事業を実施します。

### ② 令和4年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
40人	550人日	100.0%	1,671千円

## 二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

### 1. 職業紹介事業

雇用を希望する高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において就職を斡旋します。また、求人・求職の取り扱いについては、職業安定機関と連携し、雇用情報の収集、情報交換を行います。

### 2. 労働者派遣事業

地域社会における就業ニーズと高齢者が求める就業形態の多様化に応えるため臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において、労働者派遣事業を推進し、高齢者の就業機会を拡充・提供します。

労働者派遣事業に係る業務については、連合会と派遣労働契約及び雇用契約について臨時事業相談を行い、幅広い就業分野の開拓に努め、取り組むものとしします。

### ① 古賀市事務所 令和4年度見込み

就業実人員	就業延人員	雇用就業率	契約金額
40人	4,000人日	100.0%	14,600千円

### ② 主な就業分野

- ・ 公共施設（小中学校の環境整備）
- ・ 市内の民間事業所、個人事業者での軽作業、清掃及び洗車

## 三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言、調査研究等

### 1. 普及啓発事業

#### (1) 広報活動

- ① 一般市民、企業へセンター事業の周知の徹底を図り、高齢者の入会促進や就業機会の確保を図るため、ホームページや古賀市の広報誌、観光協会のチラシ

による啓発。特に女性会員の拡大を図るため、具体的な就業内容を提示します。

- ② 古賀市が行う「まつり古賀」、「健康福祉まつり」、地域で実施される「菜の花まつり」及び商工会主催の「春爛漫桜まつり」への参加による周知・広報
- ③ 10月の啓発強調月間中に、地域毎にリーフレット配布や事業所訪問の実施

## (2) 社会参加活動

- ① 市役所周辺等の清掃や幹線道路の歩道の清掃
- ② 地域の団体が主催するボランティア活動に参加

## (3) 地域交流活動

- ① 会員が所属する地元地域毎の清掃作業等への積極的な参加

## 2. 安全・適正就業推進事業

### (1) 安全就業対策

- ① 安全大会の開催
- ② 安全就業だより等パンフレットを利用した啓発活動
- ③ 市所管課との連携により体力測定や健康診断受診の推進
- ④ 就業現場への安全パトロールの実施
- ⑤ 危険作業の禁止

### (2) 適正就業の徹底

- ① 適正就業基準の遵守と80歳到達就業会員の面談
- ② 職業紹介、労働者派遣への切り替え
- ③ 適正就業の自主点検の実施（就業先の状況確認）

## 3. 相談事業

### (1) 就業相談の実施

正会員及び地域の高齢者を対象に、随時、来訪や電話等により就業相談を行います。

### (2) 入会説明会の開催

入会を希望する高齢者を対象に毎月2回（第2，3水曜日）開催し、会員の拡大を図ります。開催日時・場所等については、市の広報、観光だより、民間情報誌及びセンター掲示板等で周知します。また、令和2年度から立ち上げた正会員入会後の夫婦会員の配偶者の会費負担軽減制度や紹介会員に対する入会促進報奨制度を参加者へ説明し、会員の拡大を図ります。

## 4. 研修・講習事業

(1) 全会員を対象に、安全講習会等を実施し、会員の資質を高めます。

(2) 高齢者向けの調理講習会、介護予防講習会、清掃講習会、草刈講習会及び除草講習会を実施するとともに、県連合会主催の各種講習会へも積極的に参加し、就業へ向けての研修としても位置付けます。